

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納めていただいた方へ

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、所得税および住民税の申告の際、社会保険料控除の対象になります。社会保険料控除は、本人または生計を一にする配偶者その他親族が負担すべき社会保険料の支払いを行った場合に適用されます。

①特別徴収(年金天引き)の場合:特別徴収された**本人にのみ**適用されます。

②普通徴収(納付書または口座振替)の場合:保険料を実際に支払った人に適用されます。

平成23年中(平成23年1月~12月)に納めた保険税(料)が対象となります。

納付金額は次の方法でご確認ください。

①特別徴収の方

源泉徴収票の様式		
平成23年分 公的年金等の源泉徴収票		
支払を受ける者	住所又は所居	所
氏名		
種別	支払金額	源泉徴収税額
年金	円	円
扶養親族等の提出申告書の提出有無	本人	控除対象配偶者の有無等
	特障者障害者	有無
		老人扶助対象配偶者の有無
		有無
扶養親族の数	障害者の数 (本人以外)	社会保険料の金額
特定老人その他の特別な人	特別な人	217,700円
支払を受ける者の年金の種別	支払を受ける者の生年月日	
(摘要)		
支払者 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支岡 厚生労働省年金局事業企画課長		印

平成23年中(1月~12月)に国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が年金から天引きされた人には、年金保険者から左記の「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

源泉徴収票の社会保険料欄には、年金から天引きされた各保険税(料)の合計額が記載されています。

確定申告書の社会保険の種類の欄には「源泉徴収票のとおり」と記入してください。(※まとめて記載ができます)

※申告書記載例

第一表 社会保険料控除 217700

社会保険の種類	支払保険料
源泉徴収票のとおり	217,700円
合計	

第二表

(注1)障害年金、遺族年金受給の人には、「公的年金等の源泉徴収票」は送付されません。

納付額の確認が必要な人は各担当窓口(下記問い合わせ先)へご相談ください。

(注2)年金から天引きされた保険税(料)に還付金がある場合は、源泉徴収票の社会保険料控除の額から、還付済金額を差し引いて申告してください。

②普通徴収の方

《納付証明書》

平成23年中(1月~12月)に国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納付書および口座振替にて納められた人には、1月末頃に納付証明書を送付いたします。

システムの変更により、今年度から証明書はそれぞれの担当課から郵送します!

証明書中の納付額は、納めた保険税(料)に還付金があった場合、還付済金額を差し引いた額を記載しております。

※口座振替は、平成22年度6期(平成22年12月末納期分)~平成23年度5期(平成23年11月末納期分)が対象になります。

問い合わせ先 小都市役所 ☎72-2111

《国民健康保険税について》 収納課収納係 内線132、133

《介護保険料について》 介護保険課介護保険係 内線452、453

《後期高齢者医療保険料について》国保年金課医療・年金係 内線422